

《研究ノート》

人身傷害保険の新たな課題

山下典孝

目次

- 1 本稿の目的
- 2 令和4年最判の理由付け
- 3 自賠責保険等でてん補される損害額の控除の妥当性
- 4 人傷一括払の継続の可否
- 5 結び

1 本稿の目的

人身傷害保険（以下「人傷保険」という。）は、交通事故を原因として被保険者の身体傷害による損害に対して、約定された人身傷害条項損害額基準（以下「人傷損害額基準」という。）に基づき積算された損害額をてん補する保険契約である。人傷損害額基準では、自賠責保険金の既払部分又は支払決定がなされている部分を控除した上で人傷保険金の算定がなされる。人傷保険金の算定の段階では既に自賠責保険に基づく損害認定がなされ自賠責保険金の支払決定が事実上行われていることから¹⁾、自賠責保険金の額の控除が行われ得ることになる。もっとも、実務上、自賠責保険事前認

1) 人傷保険に適用される普通保険約款では、人傷保険の被保険者の損害の額の算定に関しては、人傷損害額基準に基づくとしながらも、その算定額が自賠責保険等によって支払われる金額よりも低い場合には、自賠責保険等によって支払われる金額とするとされていることから、人傷社は、人傷保険の被保険者の損害の算定の段階で、自賠責保険で支払うべき金額の額も算定していることとなる。

定を前提として、人傷保険の引受保険会社（以下「人傷社」という。）が自賠責保険金部分を控除せずに、自賠責保険金相当額と共に人傷保険金を一括して支払う、いわゆる「人傷一括払」が行われている²⁾。この人傷一括払における自賠責保険金相当額部分の支払に関し、実務上は、人傷保険金ではなく人傷社から自賠責保険の引受保険会社（以下「自賠社」という。）への自動車損害賠償保障法（以下「自賠法」という。）16条1項請求の立替払と考えられている³⁾。そのため、人傷社は、立替払した自賠責保険金相当額部分について、人傷保険の被保険者を代理して、自賠法16条1項に基づき自賠社に対して回収を行う。

ところが、人傷保険の被保険者が加害者に対し損害賠償請求訴訟を提起した場合、当該被保険者に支払われた自賠責保険金の回収部分全部について損益相殺が認められるか否かを巡り、最1小判令和4年3月24日裁時1788号5頁⁴⁾（以下「令和4年最判」と略する。）は、控除を肯定した原審判決を破棄自判し、被害者の加害者に対する損害賠償請求権の額から、人傷社が本件支払金の支払により保険代位することができる範囲を超えて本件自賠責保険金相当額を控除することはできないというべきである、と判示した。

原審の立場である全部控除説の立場を否定して、不当利得容認説⁵⁾の立

2) 赤津真人「傷害・疾病保険の意義・性質と人身傷害補償条項・無保険者傷害条項」金澤理監修・大塚英明＝児玉康夫編『新保険法と保険契約法理の新たな展開』（ぎょうせい、2009）453頁、高野真人「任意保険・自賠責保険の現状と課題」藤村和夫他編『実務交通事故訴訟大系第1巻総論』（ぎょうせい、2017）214頁。

3) 赤津・前掲453頁、古笛恵子「人身傷害保険による自賠責保険損害賠償額の回収について④」保険毎日新聞2021年12月3日5面参照。

4) 本判決の解説等については、丸山一郎「緊急解説3月24日最高裁第一小法廷判決」保険毎日新聞2022年4月6日4面、加藤新太郎「判批」NBL1219号85頁（2022）、浅井弘章「判批」銀行法務21第884号64頁（2022）、潘阿憲「判批」法教502号118頁（2022）、山下典孝「判批」青山法学論集64巻1号69頁（2022）がある。

5) 本稿での「全部控除説」「不当利得容認説」の呼称については、森健二「人身

場を示した最高裁判決として実務への影響は大きいものとする。

本稿では、令和4年最判での判例法理を踏まえて、人傷保険の新たな課題に関して検討を加えることを目的とするものである⁶⁾。

2 令和4年最判の理由付け

令和4年最判は、不当利得容認説を採用するにあたり、以下の3点をその根拠とした。即ち、①人傷社と保険金請求者(被保険者)との間で人傷一括払合意をした場合でも、人傷社が人傷保険金額の範囲内で人傷一括払を行った場合、保険金請求者は人傷保険金のみの支払を受けたものと理解するのが通常であり、人傷保険金に自賠責保険金部分も含まれていると考えるのが不自然、不合理であること、②裁判基準による被保険者総損害額が人傷損害額基準を上回る場合、人傷一括払合意により人傷社が支払う金員の中に自賠責保険による損害賠償額の支払分が含まれるとして、当該支払分の全額について人傷社が自賠責保険から損害賠償額の支払を受けることができるものと解すると、人傷社が別途、人傷保険金を追加払しない限り、人傷社が最終的に負担する額が減少し、被害者の損害の填補に不足が生ずることとなり得るが、このような事態が生ずる解釈は、本件約款が適用される自動車保険契約の当事者の合理的意思に合致しないものというべきであること、③本件保険金請求書及び協定書の文言において、「対人賠償保険金の請求において自賠責保険金相当額との一括払により保険金を受領した場合には、自賠法に基づく保険金の請求及び受領に関する一切の権限を訴外保険会社に委任するものとされているのに対し、人身傷害保険金を受領

傷害補償保険金と自賠責保険金の代位について」(財)日弁連交通事故相談センター東京支部編『民事交通事故訴訟・損害賠償額算定基準(平成23年版)(下)』(財)日弁連交通事故相談センター東京支部、2011)97頁以下によっている。下級審裁判例及び学説の多数説は不当利得容認説の立場である。これまでの下級審裁判例及び学説の状況に関しては、山下(典)・前掲(注4)76～79頁参照。

6) 本稿は、令和4年度日本交通法学会個別報告用に作成した報告要旨、報告資料、追加資料を基に、新たな視点を加えて論文として再構築をしたものである。

した場合には、その額を限度として上告人が有していた賠償義務者に対する損害賠償請求権及び自賠法に基づく損害賠償額の支払請求権が訴外保険会社に移転することを確認するものとされており」、このような書面内容と本件代位条項を含む本件約款の内容とを併せ考慮すると、上記各書面の説明内容は、人傷社が本件代位条項に基づき保険代位することができることについて確認あるいは承認する趣旨のものと解するのが相当であり、X（原告、控訴人、上告人）が人傷社に対して自賠責保険による損害賠償額の支払の受領権限を委任する趣旨を含むものと解することはできないこと、である。

3 自賠責保険等でてん補される損害額の控除の妥当性

実務上、人傷一括払制度は、人傷保険金額を超えて自賠責保険等でてん補されるべき損害額を加えて支払う、いわゆる狭義の人傷一括払の場合であろうが、人傷保険金額の範囲内において自賠責保険等でてん補されるべき損害額を加えて支払う場合（以下この場合を「一般的な人傷一括払」という。）であるかに関係なく、いずれも自賠責保険等でてん補されるべき損害額を人傷保険でてん補すべき損害から控除することを前提とする。

他方、令和4年最判では、人傷保険金額の範囲内で被保険者の総損害額がてん補される場合には、保険金請求権者の合理的な意思解釈や期待、さらに協定書の文言等を根拠に自賠責保険等でてん補される損害も含めて、人傷保険がてん補する損害と捉え、人傷保険金そのものの支払と捉えている。

ところで、人傷保険における損害の算定に関して、2種類の約款規定があり、①自賠責保険または自賠法に基づく自動車損害賠償保障事業によって既に給付が決定または支払われた額を控除する旨の規定を定めるものと、②自賠責保険または自賠法に基づく自動車損害賠償保障事業によって支払われる額を控除する旨の規定を定めるものと、がある⁷⁾。

②の場合は、事前認定手続等により支払われる額が算定されていれば、

実際に支払がなくとも控除がなされることになる⁸⁾。自動車保険標準約款の無保険車傷害特約では、このような約款文言とされており、自賠責保険等で⁹⁾補される損害を控除して保険金の支払がなされることとなっている⁹⁾。無保険車傷害特約と同様な文言を使用することが、同じ取扱を意図しているものと解するのであれば、人傷保険の被保険者は自ら自賠法16条1項請求をするか、人傷社に対して人傷一括払を依頼する方法をとらなければならないことになる。

これに対して、①の場合は、「給付の決定」の意味が問題となる。損害保険料率算出機構より後遺障害等級事前認定を受けたものの自賠法16条1項に基づく請求を行っていない段階では、自賠責保険から支払われる金額を積算することができたとしても実際に支払われる金額と異なることもあり得るため「すでに給付が決定し」といえないとする東京地判平成24年2月3日交通民集45巻1号194頁があり、この裁判例によれば、事前認定を受けて額が決定していても、その額は控除がみとめられないことになる。同判決は、「被保険者が自賠法16条に基づく保険金請求をしているか否かによって支払保険金額が異なる結果となるとしても、不合理であるとはいえない」とも言及している。もっともこの裁判例は、約款において人傷損害額基準から裁判基準への読替条項がおかれていない当時のものであり、現在とは状況が全く異なることから、今日の問題にあてはまらないとする

7) 高野真人「人傷保険に関する最近の注目すべき判決」公益財団法人日弁連交通事故相談センター『交通事故損害額算定基準—実務運用と解説 令和4年2月28訂版』(公益財団法人日弁連交通事故相談センター、2022)353頁。

8) 高野・前掲(注7)353頁参照。もっとも高野弁護士は約款文言の相違によって控除されるか否かの相違が生じることは好ましくなく、人傷保険のコンセプトから考えれば、控除すべきではないとの立場である。

9) もっとも、現行の無保険車傷害特約においても、人傷保険における損害の算定に関する約款条項と同様に、2種類の約款規定となっており、①自賠責保険または自賠法に基づく自動車損害賠償保障事業によって既に給付が決定し又は支払われた額を控除する旨の規定を定めるものと、②自賠責保険または自賠法に基づく自動車損害賠償保障事業によって支払われる額を控除する旨の規定を定めるものと、に区別される状況になっている。

指摘もある¹⁰⁾。

約款上、人傷保険の被保険者の損害の額の算定に関しては、人傷損害額基準に基づくとしながらも、その算定額が自賠責保険等によって支払われる金額（自賠責基準）よりも低い場合には、自賠責保険等によって支払われる金額とするとされており、人傷社は人傷保険の被保険者の損害の算定の段階で、自賠責保険で支払うべき金額の額も算定していることとなることから、既に給付が決定しているとも考えられ、①の場合でも同様に控除できるとも考えられる¹¹⁾。

他方、①及び②の約款規定の区別に関係なく、ファスト・パーティ型傷害保険である人傷保険においては被保険者が被った損害に関して、一般的な人傷一括払においては、自賠責保険等でてん補されるべき損害も含めて、保険金額の範囲内で損害をてん補すべきとする見解が見られる。しかし、少なくともこの見解は人傷社の認識とは乖離している。人傷社としては、狭義での人傷一括払であるか否かに関係なく、自賠責保険等で支払をすることになる損害部分は立替払と考え、それを超えた損害について人傷保険金でてん補するという認識であり、すべて人傷保険金として支払いを行っているという認識ではない¹²⁾。

10) 古笛恵子「判批」法律のひろば 75 巻 4 号 58 頁 (2022) 参照。

11) 古笛・前掲 (注 10) 63 頁。仮に控除できない立場が維持されることになると、人傷保険金支払後に、被保険者が加害者に損害賠償請求訴訟を提起する場合、支払済み人傷保険金の額を踏まえて被保険者自己過失部分と加害者への損害賠償部分を区分した上で、加害者への損害賠償額を決定することになるであろう。この場合も被保険者がてん補されるべき総損害額を超える賠償額が認められるわけではない。

12) 人傷保険に適用される約款条項は無保険車傷害条項を参考として作成された部分がある。無保険車傷害条項と同様に自賠責保険等でてん補されるべき損害は、自賠責保険等でてん補を受け、それ以外に被保険者の自己過失部分も含めて損害を人傷保険金でてん補することを想定していたようである。すなわち、自賠責保険の上乗せとしての、自己防衛的な実損てん補型傷害保険と位置付けられたようである。そのため当初は、被保険者自身が自賠法 16 条 1 項請求を行うことが前提となっていたようである。しかし、それでは被保険者自ら自賠法 16 条 1 項請求を行う手間等により、一部の損害のてん補が遅れることなどの不都合

また、ファスト・パーティ型傷害保険であったとしても、自賠責保険等でてん補を受けることができる損害については、自賠責保険等でてん補し、それを控除した損害についててん補するという商品政策が否定されるべきではない。実際に、ファスト・パーティ型傷害保険である無保険車傷害保険ではそのような方法が採用されている。人傷保険でてん補の対象とすべき損害の範囲から自賠責保険等でてん補されるべき損害を控除することが、理論的にも否定されるべき理由はない。自賠責保険等でてん補されるべき損害を控除した損害を人傷保険でてん補することで、人傷保険の保険料の高額化を防ぐという意味でも、合理性がないとも評価できない。人傷保険金額が高くなればなるほど、保険契約者は高額な保険料を負担する必要がある。人傷保険金額を一定額に抑える代わりに、無保険車傷害特約に加入して全体の保険料を抑えることがなされる場合がある。これと同様な観点で、自動車保有者には加入が義務付けられており、支払が確実な自賠責保険等でてん補されるべき損害は、自賠責保険等でてん補し、その部分を人傷保険ではてん補範囲から除くことによって保険料を抑えるというという方向性が否定されるべきではない。

加えて、人傷社は、一般的な人傷一括払においても、自賠責保険等でてん補されるべき損害賠償相当額と人傷保険でてん補すべき損害額を区別し、前者の損害賠償相当額は、人傷社の承認を得た上で、自賠法16条1項請求権の代理行使の委任を受けて、第三者弁済(民法474条1項2項本文、499条、500条括弧書参照)または、上記代理権の行使を前提とした任意弁済と理解し、立替払として人傷保険でてん補すべき損害額に上乗せし、

合を回避するため、人傷一括払制度が設けられたようである。その時点では、裁判基準差額説やそれに関連した代位求償の問題等は顕在化されておらず、人傷一括払制度に対応した約款条項等の変更見直しなどはなされず、今日に至っているのが現状のようである。もっとも、ある事件を切掛けに、人傷社に対して人傷保険の被保険者に人傷一括払手続に基づき適切な説明が求められることになった。令和4年最判の事案では、本来なすべき人傷一括払手続における適切な対応がなされておらず、この点は重大な問題と認識すべきである。

後者の損害額について人傷保険金によっててん補するという認識の上で、人傷一括払手続を進めている¹³⁾。

人傷保険金の支払手続において、人傷社が「『自賠責保険』と『自動車（任意）保険会社の一括払』について」と題する書面（書類）を被保険者に提出し、人傷一括払制度について説明を行う。その際には、人傷一括払の概要を書面で説明し、かつ被保険者は人傷一括払制度を利用せずに、被保険者が自ら自賠社に対して自賠法 16 条 1 項請求を行うこともできる旨の説明を行う¹⁴⁾。仮に、人傷社が自賠責保険等でてん補されるべき損害賠償相当額も含めて人傷保険金を支払っている認識を持っているのであれば、なぜ、上記のような書面等を用いて自賠責保険等でてん補対象となる損害賠償相当額については、人傷社が立替払をしている旨の説明をしているのか、さらに、控除される必要のない損害額について、人傷社が被保険者にわざわざ、自賠法 16 条 1 項請求権の行使の選択を説明するのか、その理由について説明がつかないことになる。特に被保険者に対して自ら自賠法 16 条 1 項請求権の行使の選択があることを説明することによって、本来、人傷保険でてん補することができる損害額につき被保険者に自賠法 16 条 1 項請求権の行使を誘導して、人傷社が保険金支払額を縮小することを被保険者に選択させているに等しい話となる。保険者は、保険金支払漏れが生じないように、被保険者に対して請求勧奨が求められているが、それとの関係でも合理的に説明がつかないのではないか。これらから考えても実務上、人傷社は狭義の人傷一括払か否かに関係なく、自賠責保険等で控除されるべき損害を控除して人傷保険金を支払うことを前提としてきたことになる。

そのためこれまでの人傷社の人傷一括払における認識と令和 4 年最判との考え方に乖離が生じていることになる。

確かに、保険金請求権者である被保険者の合理的な意思解釈や期待、さらに人傷保険がファスト・パーティ型人傷保険として、被保険者が被った

13) 山下（典）・前掲（注 4）99 頁参照。

14) 人傷一括払手続に関しては、山下（典）・前掲（注 4）79～81 頁参照。

損害を迅速にてん補するというコンセプトを考慮すれば、人傷保険金額の範囲内で、自賠責保険等でてん補されるべき損害を控除せずに支払うべきとする見解にも一定の合理性があるとも言えそうである。

しかし、訴訟に至るケースを原則として、自賠責保険等でてん補されるべき損害を控除することを否定することに意味があるのかという点は注意が必要である。多くのケースでは訴訟に至らず人傷一括払による支払で事務処理が完結する。人傷損害額基準に基づき積算された損害額から自賠責保険等でてん補されるべき損害額をいったん控除することを前提に、迅速な被保険者の損害てん補という観点から、控除すべき自賠責保険等でてん補される損害部分も上積みして、一括払を行って、それで処理が終わるケースがほとんどである。そうすると、人傷一括払という人傷社のサービスを利用すれば、人傷損害額基準で積算された被保険者の損害は迅速にてん補を受けられ、人傷保険の交通事故被害者である被保険者が自らの傷害保険で自己過失部分も含めて被った損害のてん補を迅速に受けられるという人傷保険のコンセプトと同様な効果を得られていることになる。また自賠責保険等による損害を控除することにより、人傷保険の保険料の高額化を抑えるという効果も認められることになる。

このような観点から見れば、自賠責保険等でてん補すべき損害部分を控除することにおいて全くメリットがないとまで批判されるべきものともいえない。また訴訟に至り人傷損害額基準から裁判基準に読替がなされ被保険者のてん補されない損害が発生した場合でも、いわゆる読替条項¹⁵⁾を根拠に、人傷社は人傷保険金額の範囲内で追加払をすることで処理されるこ

15) 賠償義務者があり、かつ、判決または裁判上の和解において、賠償義務者が負担すべき損害賠償額が〈別紙〉に定める基準（人傷損害額基準）と異なる基準により算出された場合であって、その基準が社会通念上妥当であると認められるときは、人傷保険金の算定にあたっては、その基準（裁判基準）により算出された額を損害の額とみなす旨の規定が設けられている。この読替条項は、最3小判平成24年5月29日集民240号261頁における田原睦夫裁判官の補足意見を受けて、設けられたものである。

とになり、控除を前提にそれを立替払と構成したとしても、結論において被保険者の損害はてん補され、被保険者の利益を害することにもならない。

今後、令和4年最判の法理を前提として、訴訟に至るか否かに関係なく、裁判基準差額説が前提となると考えるのであれば、自賠責保険等でてん補すべき損害部分を控除することが否定され、人傷社では、自賠責保険等で回収できないリスクも踏まえて人傷保険の保険料を計算する必要性に迫られることになる。

4 人傷一括払の継続の可否

(1) 令和4年最判での判例法理を前提とした場合

先に説明したとおり、人傷保険金の保険金算定において自賠責保険等でてん補されるべき損害を控除すべきではないことを前提とすれば、今後は、狭義の人傷一括払以外は継続できないことになる。人傷保険金額の範囲で被保険者の損害がてん補される場合は、すべて人傷保険で被保険者の損害がてん補されることになるからである。その後、被保険者と加害者との間で示談が成立するか、裁判に至るか、いずれの場合でも、最終的に被保険者と加害者との間の交通事故関係の紛争が解決した後に、人傷社は加害者又は加害者が加入している自賠社・任意対人賠償保険引受保険者（以下「対人社」という。）に対して求償を行うことになる。そして時効等で回収できない自賠責保険等によっててん補されるべき代位債権が生じることも踏まえておく必要があることになる。先述の通り、このようなリスクは後々保険契約者に保険料という形で転嫁されることも甘受すべきことになる。

(2) 令和4年最判の射程を考慮した議論

1) 人傷一括払に対応した約款等の改善の必要性

自賠責保険等でてん補されるべき損害について人傷保険ではてん補する損害から控除することに一定の合理性があると考えた場合、令和4年最判の射程を踏まえて、従前と同様に人傷一括払制度を維持できるとする考え方もあり得ることから、以下、この点について検討する。

令和4年最判に関しては、人傷一括払における現行の支払手続をより丁寧に行い被保険者において自賠責保険金相当額部分は立替払であり、支払後に自賠社に回収を行い、回収された部分は加害者に対する損害賠償請求の額から控除される旨を明確に説明し、それに被保険者がこれに同意している場合、結論は異なることになるか、という点が指摘されている¹⁶⁾。

さらに令和4年最判は、約款、保険金請求書、協定書等の記載内容を整理・改訂して過不足なく説明する方法を示唆するものと受け止める見解も示されている¹⁷⁾。

現行の人傷一括払手続を改善するとすれば以下の方法が考えられる。すなわち、人傷保険の被保険者に対して、①約款上、自賠責保険等でてん補すべき損害は人傷保険の支払対象とされていない旨を明確にする条項を設けること、②人傷社が自賠責保険等でてん補されるべき損害部分は、本来は人傷保険ではてん補される損害から外れており、被保険者自ら自賠法16条1項請求をすべきところ、迅速な被保険者の損害てん補という人傷保険のコンセプトを実行するために、人傷社がサービスとして自賠責保険等でてん補すべき損害部分も上乗せして保険金の支払を行っていること、③当該上乗部分は人傷社が被保険者の代理人として自賠法16条1項の代理行使の権限授与を受けた上での人傷社の任意弁済に該当すること、④人傷一括払制度に基づき人傷社が被保険者に保険金等を支払った後は、任意弁済した額を自賠法16条1項の代理行使を行い全額回収すること、⑤当該回収した額は、被保険者が加害者に対して有する損害賠償請求権から全額控除されること、⑥被保険者・加害者間で示談での解決が上手く行かず訴訟に至り、裁判基準が人傷損害額基準よりも被保険者総損害額を上回り被保険者において未てん補の損害が発生した場合には、人傷社が人傷保険金額の範囲内で追加払を行うこと、⑦支払保険金計算書等の書類において人傷保険金と自賠責保険等でてん補されるべき損害額を区別して、被保険者に

16) 丸山・前掲(注4)5面。

17) 加藤・前掲(注4)88頁。

も人傷保険金とは別に上乘せされた額が支払われている点が明確に理解できるように工夫すること、⑧上記の内容を約款条項の見直し、保険金請求案内書、協定書、保険金支払計算書（支払明細書）等を用いて被保険者に丁寧に説明を行うこと、⑨このような一連の手続に関する態勢整備を保険者に求める意味で、監督官庁において、保険会社向けの総合的な監督指針や通達による明確な指導を保険者に行うこと、である。このような改善策をとれば、令和4年最判の射程は及ばないと解することができるかが問題となる¹⁸⁾。特に、上記⑥に関して、問題となる。

2) 約款の読替条項による追加払の可能性

令和4年最判は、裁判基準が、人傷損害額基準よりも被保険者の総損害額を上回る場合に、自賠責保険金相当額の支払部分の全部控除を認めると、被保険者においててん補を受けられない損害部分が生じ、その未てん補部分について、人傷社に対して被保険者が人傷保険金の追加払を求めること自体が、当事者の意図に反すると評価しているとも考えられる。そのため、読替条項の解釈によって追加払が認められるか否かの法的判断をする必要もないと考えたのであろう¹⁹⁾。

しかし、人傷保険の被保険者は加害者が無保険車であり、加害者に賠償資力がないうきに、当該読替条項に基づき、人傷保険金額の範囲内で、加害者から支払を受けられない損害賠償額について、人傷保険金の追加払を請求することになる²⁰⁾。

18) 私見では、ここまで厳格な対応をとらなくても、山下（典）・前掲（注4）79～91頁で説明された人傷一括払手続を適切に行っていれば、自賠責保険等でてん補されるべき損害額相当部分は人傷保険金に上積みされた立替払と捉え、令和4年最判の射程は及ばないと考える。

19) 全部控除説は、従前、読替条項に基づき、人傷保険金額の範囲内で人傷社が人傷保険金の追加払を行うことによって被保険者の利益は保護されると解してきた（古笛恵子「人身傷害保険による自賠責保険損害賠償額の回収について⑦」保険毎日新聞2021年12月6日4面、木村健登「判批」ジュリ1565号120頁（2021）、山下典孝「判批」判時2499号150頁（2022）、古笛・前掲（注10）64頁参照）。

20) 山下（典）・前掲（注4）93-96頁参照。

裁判基準に巻き戻しを行い、被保険者がでん補されない損害が発生するのは、人傷保険の被保険者と加害者間で示談が成立せず、当該被保険者が加害者に損害賠償請求訴訟を提起し、裁判上の和解又は判決に至った場合である。当該被保険者は人傷損害額基準には納得せず、裁判基準に基づき損害のでん補を受けられるよう、時間と費用をかけ、その成果として、自らがでん補されない損害が生じることにもなっている。このような既に時間と費用をかけている状況下であれば、人傷社に追加払を求めることを被保険者に強いることが、被保険者に無理を強いることはならないはずである²¹⁾。

加えて、自己過失割合が多い人傷保険の被保険者が、意図的に、過失割合の低い相手方に対して損害賠償請求訴訟を提起し、人傷損害額基準から裁判基準に巻き戻しすることによって、自己過失部分の人傷保険金の追加払を行うこともある。例えば、夜間幹線道路を横断した被害者や幹線道路を飛び出した自殺疑義と思われる被害者が原告となって相手方を訴えている事例等である。このような場合は、人傷保険の被保険者は人傷社に対して人傷保険金額の範囲での人傷保険金の追加払を狙っている訳であり、事実上、人傷社に対する追加の保険金請求に他ならない。被保険者の合理的な意思解釈は、それぞれの事案において異なることになる。

自賠責保険等ででん補すべき損害は人傷保険ででん補される損害から控除されていることを前提とし、被保険者自らが自賠法 16 条 1 項請求を行うことが原理原則となることを、人傷社が人傷一括払手続というサービスによって対応していることを考えれば、各手続の結果において相違が生じない解釈が妥当である。被保険者自ら自賠法 16 条 1 項請求権を行使し、自賠責保険金額の範囲内で損害のでん補を受け、その後、加害者に損害賠償請求することにより、裁判基準によって、被保険者にでん補されない損害が生じることになれば、被保険者自らが人傷社に対して人傷保険金額の

21) 山下(典)・前掲(注4)89頁。

範囲内で追加払を求めることになる。他方、人傷一括払というサービスを選択すれば、被保険者に追加払を求めることが契約当事者の意思に反するとして、被保険者に有利に取り扱うことに、合理的でかつ妥当な相違と評価できるのであろうか。

人傷一括払は、人傷社と人傷保険の被保険者との間の事情である。この点、自賠責保険の被保険者である加害者は自動車損害賠償法施行令（以下「自賠法施行令」という。）4条1項に基づき、人傷社が人傷一括払手続に基づき、人傷保険の被保険者を代理し自賠法16条1項の代理行使をする際に、意見を述べるができることを根拠に、加害者が全く関与できない状況によって人傷社による自賠責保険等に伴い回収による不利益を被っている訳ではなく、加害者には対応の機会がある点を指摘する見解がある。

しかし、自賠法施行令4条1項は、事故状況などの調査を公正・中立に進めるため、事故当事者である自賠責保険の被保険者（加害者）から意見を伺うものである²²⁾。そして、自賠法施行令4条の制定趣旨は、自賠社の保険金の二重払いを回避することと²³⁾、既に被害者から損害賠償請求を受け賠償義務を履行した自賠責保険の被保険者（加害者）が自賠責保険に基づく保険金請求権の行使が不可能となることを回避することで、自賠責保険の被保険者（加害者）の利益を保護する点にある²⁴⁾、と解されている。もっとも、自賠責保険の被保険者（加害者）の利益保護といっても、自賠法16条1項請求権が設けられた趣旨を考えれば、既に人傷社の被保険者から加害者に損害賠償請求がなされているにもかかわらず、それと並行して人傷一括払により自賠法16条1項請求の代理行使がなされているようなケース

22) 損害保険料率算出機構「自動車事故にかかわるお支払金等についてのお問い合わせ」https://www.giroj.or.jp/cali_survey/rei4jou/（2022年7月3日最終確認）

23) 東京地判平成19年8月23日（平成19年（ワ）2276号、文書開示請求事件）ウエストロー・ジャパン文献番号2007WLJPCA08238002、北河隆之他『逐条解説自動車損害賠償保障法〔第2版〕』（弘文堂、2017）144頁〔八島宏平〕。

24) 川井健他『注釈交通事故賠償法〔新版〕第①巻』（青林書院、1997）176頁〔伊藤文夫〕。

以外は、加害者は人傷一括払のみを理由に意見を述べたところで、人傷一括払による支払を拒めないことになる。

実務上は、人傷社が人傷保険金の支払手続に基づき、人傷保険の被保険者に人傷一括払の説明を行い、当該被保険者が人傷一括払を選択し、人傷社が自賠社に自賠責保険の現存確認をし、自賠社が合意した段階で、人傷社が自賠社に代わり、必要があれば自賠社が協力を行い、自賠責保険金支払のための調査等を行い自賠責保険金の支払を進めることになる。その際に、自賠法施行令4条1項に基づき加害者側の意見を求める書面を送付するが、この場合、加害者は、被害者が請求の際に報告した事故状況等に相違が無いか、加害者が被害者側に支払った金員で自賠責保険に未請求のものがないかなどを回答することになり、意見として求められている内容は、自賠責保険金の二重払いを回避するための意見照会に過ぎないことになる。そうすると、この場合でも加害者は意見をいう機会があったとして加害者が関与できる機会があったにもかかわらず、人傷一括払による人傷社からの自賠社に対する自賠責保険金相当額の回収を回避できたはずであるとして、加害者側にも落ち度があると批判はできないことになる。仮に意見を言っても人傷社による人傷一括払を拒否したとしても、人傷保険の被保険者自らが自賠法16条1項請求を行えば、先述の同じ手続を再度、加害者が行うだけで、結論において相違はないことになる。それであれば、最初に自賠法施行令4条1項で意見と求められた書面で照会を受けた内容に応じて異議がなければ、損害賠償額の全部又は一部が弁済されるという効果をいち早く望むことになり、そのような対応をとる加害者に対して何が批判の対象となるのか理解し難いことになる。また令和4年最判では保険金請求権者である被保険者の合理的な意思を尊重して判断が下されているが、この観点は加害者においても同様に当てはまることになる。加害者は示談が成立せず訴訟に至った場合、人傷社と人傷保険との被保険者との間での人傷一括払合意によって、自らがどのような不利益を被るかを理解して自賠法施行令4条1項に対応しなければならない義務を課せられることもな

人身傷害保険の新たな課題（山下）

いはずである。自賠責保険の保険料は加害者側が負担しているにもかかわらず、なぜ加害者が一方的に不利な立場におかれることになるのか、自賠法の理念や自賠法 16 条 1 項の趣旨だけでは合理的に説明がつかないように考える。そもそもの原因である交通事故が発生したのは加害者が原因だからという感情論ではなく、様々なケースを想定して、より衡平かつ妥当な解釈を導く必要がある。先述の通り、過失割合が大きい方が、小さい相手方を加害者として損害賠償訴訟を提起することもあるわけである。

なお、現行約款の読替条項は大きく分けて 2 つの規定ぶりになっているが、令和 4 年最判で問題となった契約に適用される方の約款条項は一読するだけでは読替の意味を判断するのが難しく、改善の余地があると考えられる²⁵⁾。

人傷一括払における自賠責保険金の回収をめぐる問題に関しては、被害者にとって最善の結果となるような解決にすべきとする指摘がされている²⁶⁾。この場合の被害者は、交通事故において損害賠償請求を行っている人傷保険の被保険者だけを単純に意味する訳でないとする。

自動車同士での交通事故では双方に過失があり、過失割合の高い側が自己の過失を顧みず相手方に賠償請求することもあり得る。被害者と加害者との衡平な損害の分担という損害賠償制度の理念に沿った形で、被害者の救済を考える必要がある²⁷⁾。

5 結び

令和 4 年最判の判例法理は、被保険者に対する人傷社の人傷一括払手続の内容如何に関係なく、一般的な人傷一括払全般に及ぶものであると考え、そもそも人傷保険金額の追加払を伴う方法での対応では被保険者の保護に失すると評価されるのであれば、人傷一括払は、今後認められるべきでは

25) 読替条項の解釈及び内容に関しては、山下（典）・前掲（注 4）88～96 頁参照。

26) 山下友信『保険法（下）』（有斐閣、2022）422 頁（注 62）。

27) 山下（典）・前掲（注 4）98～99 頁参照。

ないことになる。すなわち、今後は、人傷一括払制度は、狭義の場合のみに限定し認めるか、それともこれらも含めて一括払制度は廃止することで統一化されるべきであろう。

その上で、人傷社は人傷保険の被保険者と加害者との間で示談が成立するか、訴訟等で加害者が被害者に損害賠償の支払いを終えるまでは、加害者に対して求償はできないことになる(保険法25条、26条参照)²⁸⁾。これまでは人傷一括払手続において、被保険者がその内容を十分に理解していたか否かは別として、自賠責保険等でてん補すべき損害については自賠法16条1項の代理行使という大義名分により、人傷社が人傷保険の被保険者に任意弁済した額について、人傷社が自賠社から回収できたが、今後はそのような理論的な構成を令和4年最判は否定したことになる、これまでの理論の前提を欠くことになるからである。そのため、人傷社は、これまで示談成立を前提として、すなわち人傷損害額基準に基づき積算された損害を前提とした上で、自賠責保険等でてん補すべき損害額相当部分を、被保険者の未てん補部分に関し加害者に対して損害賠償請求を行い、かつその支払てん補を受けるよりも先に、自賠社から回収することもできなくなる。

人傷一括払が維持できなくなることにより、人傷社は今後時効管理の間

28) 最1小判令和4年7月14日裁時1795号1頁では、被害者の自賠法16条1項請求権と、労働者災害補償保険法に基づき被害者に労災保険給付を行ったことにより、代位取得した損害賠償額について国が自賠社に対して行う求償請求との優先劣後関係に関して、「被害者と国との間に相対的な優先劣後関係があることを意味するにとどまり、自賠責保険の保険会社が国の上記直接請求権の行使を受けて国に対してした損害賠償額の支払について、弁済としての効力を否定する根拠となるものではないというべきである」と判示する。この判例法理は、保険法25条における保険者と被保険者との関係にも当てはまるものと考えられる。不当利得容認説の立場を採用した令和4年最判はこのような立場を前提としていると考えられる。そうすると、求償権の時効が近づき、回収できないリスクを回避するために、人傷社が加害者に求償権の回収を行うことも容認できそうである。その後、被保険者の利益を害することがあれば、不当利得返還請求に基づき対応することも容認されるべきであろう。もっともこのような考え方が、金融庁における監督行政上認められるかは別問題である。

人身傷害保険の新たな課題（山下）

題がより重要な課題となることになる²⁹⁾。従前、自賠責保険金相当額に当たる債権は、ある程度の確実な回収が見込めたものが、今後は回収できないリスクを踏まえて、保険料計算を行う必要性もある。繰り返しになるがこれらのコストは、保険契約者全体で負担することになる。もっともこのような方向性があるべき方向性と私見は考えていない。

しかし、人傷一括払手続を適切に行わずに令和4年最判が出ってしまった以上は、それに伴う今後の弊害について、人傷保険の約款規定の内容はもちろん、各種の関連書類や、その運用方法等も含めて再検討をしなければならないと考える。本稿で述べた今後の課題改善が適切に行われることを願い、本稿を終えることにする。

〔追記〕

令和4年最判の立場及び不当利得容認説を支持する立場によれば、人傷社が人傷保険金額の範囲内で支払った保険金はすべからず人傷保険金と理解していることになる。

この場合、人傷社が被保険者に対して人傷保険金の支払前に、当該被保険者が労災保険給付を受けていた場合や国民健康保険から給付を受けていた場合、給付を行った国又は地方公共団体は、社会保険制度を規律する各法律の規定（労働者災害補償保険法12条の4第1項、国民健康保険法64条1項等）に基づき自賠社に対して求償を行うことになる。この場合、当該被保険者は既に人傷社から自賠責保険金等でてん補される損害のてん補も受けていると考えている場合、被保険者が自賠法16条1項請求権を行使することはない。この場合、国又は地方公共団体は、被害者による自賠

29) 裁判基準差額説によって人傷社の求償できる損害賠償債権の範囲が決まることから、人傷保険の被保険者と加害者との損害賠償訴訟が長引けば長引く程、人傷社が求償権を行使できる期間が短くなる。時効消滅による代位債権の回収不能リスクについて人傷社に負担させ、最終的に保険契約者集団にリスクを転嫁させることが妥当とは考えられない。商法585条3項のような特則を設けるなどの立法的な手当の必要性も含めて今後課題とすべきである。

法16条1項請求との優先劣後関係等を気にすることなく自賠社に求償できることになる。他方、人傷社は自賠責保険等で補われるべき損害部分を求償する段階では、既に国又は地方公共団体から求償がなされ自賠責保険金が支払済みとなっていた場合には、自賠社からの回収ができないことになる。

仮に人傷保険の被保険者が人傷損害額基準に納得せず、加害者に損害賠償請求訴訟を提起していたとしても、国又は地方公共団体か自賠社に求償することが法律上明確に禁止されている訳ではなく、自賠社が求償に応じて支払った場合でも、前掲・令和4年7月14日によれば有効な支払とされる。そのため、時効管理以外にも人傷社は自賠責保険からの回収ができないことを想定しながら、今度、人傷保険制度を運用することを強いられることになる。

なお人傷一括払の自賠回収との関係では、裁判基準差額説に基づき人傷社の自賠責保険金等相当額の回収額が決まることから、その範囲で回収に応じた自賠社の弁済は有効と解されることになるが、それを越えた額については有効な弁済とはならないことから、損益相殺も認められないというのが令和4年最判の立場と考えられる。労災保険金の給付を行った国が自賠社に求償する場合には、原則、その給付額を限度して国が代位取得した損害賠償請求権と解されることになるが、人傷保険の場合には、人傷損害額基準から裁判基準に巻き戻しをした上で人傷社の求償できる損害賠償請求権の範囲が決まることになる。そのため、不当利得認容説を前提とする限りは、人傷社が自賠社に行った自賠責保険金等相当額の回収も裁判基準に基づいて認められる範囲に限定して有効な弁済と解されることになる。